

商品概要説明書

J Aマイカーローン（リピーター型）

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

商品名	J Aマイカーローン（リピーター型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○原則として当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○ J A のマイカーローンのお借入から 2 年以上経過している方、または J A のマイカーローンの完済から 2 年以内の方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。<ul style="list-style-type: none">①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。③運転免許の取得のためのご資金。④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとして）。○保証機関の保証料、消費税もあわせてお借入れいただけます。○保証料の徴収方法で分割後払方式を選択した場合、保証料は含めることができません。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。<ul style="list-style-type: none">【変動金利型】 借入れ時の当 J A 所定の基準金利とします。お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日および 10 月 1 日）の基準利率（当 J A で定める統一ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行いません。【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額

	の50%以内、10万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。																
担保	○不要です。																
保証人	○当JAが指定する保証機関(東京都農業信用基金協会またはJA東京信用サービス)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																
保証料	<p>○一括前払方式 ご融資時にご一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入利率3%、お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)】</p> <p style="text-align: center;">東京都農業信用基金協会の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>8,813</td> <td>13,026</td> <td>21,405</td> <td>29,718</td> </tr> </table> <p>○分割後払方式(東京都農業信用基金協会保証の場合のみ) 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.85%です。</p>	お借入期間	2年	3年	5年	7年	保証料(円)	8,813	13,026	21,405	29,718						
お借入期間	2年	3年	5年	7年													
保証料(円)	8,813	13,026	21,405	29,718													
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料は不要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。</p>																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、お取引の支店または本店金融部信用課(電話:042-850-9211)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所(電話:042-528-1358)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金(祝日、 年末年始を除く)</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金(祝日、 年末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金(祝日、 年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、 年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、 年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														

	<p>士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 町田市